

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年12月25日 22時00分ごろ
発生場所	長崎県 ^{つしま} 対馬市 ^{いづはら} 厳原町 ^{おおの} 大野埼南西方沖 小茂田 ^{こもた} 港沖防波堤北灯台から真方位236° 5.9海里付近 (概位 北緯34° 10.7′ 東経129° 05.3′)
インシデントの概要	漁船 ^{せんじゆ} 千壽丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 千壽丸、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-17317（漁船登録番号）、美津島 ^{みつしま} 町漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、大野埼南西方沖で操業中、主機が停止し、主機の運転ができなくなった。</p> <p>本船は、船長が、近くで操業中の僚船に救援を要請し、同船によって対馬市^{おぞま}尾崎漁港にえい航された。</p> <p>本船は、機関整備業者によって点検が行われ、潤滑油に冷却清水の混入、クランク軸の焼付き及び排気マニホルド内の亀裂からの漏水が認められ、その後、主機の換装が行われた。</p> <p>船長は、本インシデント以前に、冷却清水が減少することに気付いていたが、排気マニホルド内に亀裂が生じ、漏水しているとは思っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、潤滑油に冷却清水が混入したことから、クランク軸で潤滑不良が生じ、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>冷却清水は、排気マニホルドに生じた亀裂から、主機停止中に燃焼室を通過してクランク室に入り、潤滑油に混入したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、潤滑油に冷却清水が混入したため、クランク軸で潤滑不良が生じ、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。